

東海村自然調査員 presents
自然調査最前線！！

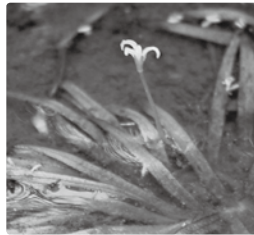


「消えつつある谷津田」

植物部門 内山 治男

村内には、畑地が広がる台地と、水田として利用している低地とがあります。台地と低地が接する場所で、入り組んだ地形の奥にある水田を「谷津田」と呼びます。

谷津田の奥には、台地から染み出した水による水たまりがあり、トウキョウサンショウウオ(両生類)の産卵場所になっています。また、写真のヤナギスプタ(トチカガミ科)など、希少な植物も生育しています。



ヤナギスプタ(トチカガミ科)

谷津田の水たまりを生育地とする植物は、環境変化が原因で姿を消します。谷津田周辺の土手では定期的な草刈りが行われなくなり、草地を好む植物も、同時に姿を消しつつあるのは残念です。

現在、村の自然調査団が村内全域で調査を行っており、自然に関する皆さんからの情報を求めています。村内での動植物、化石・岩石の発見や疑問・質問等、お気軽に事務局へお寄せください。

■問い合わせ 生涯学習課文化・スポーツ振興担当(☎282-1711 内線1423)

「ご注意ください！」

昨年、消費生活センターに寄せられた相談を、ご紹介します。

【架空請求】▶最近のはがきによる手口から、電子メールやSMS

(ショートメッセージサービス)による手口に変わっています。請求項目は「有料サイト利用料」「デジタルコンテンツ利用料」などで、「払わないと財産を差し押さえる」と表示され、どうすればよいかという相談でしたが、問い合わせ先の電話やメールアドレスにアクセスすると、自分の情報を教えることになるため、身に覚えのない請求は相手にしないようにしましょう。ひどい場合は、契約している携帯のお店に迷惑メール対策の相談をしましょう。

【還付金詐欺】▶年末に「役場職員を名乗る者から還付金の電話を受けた」という相談が相次ぎました。「手続きが済んでいないので、銀行からの連絡に従ってください」と、村に相談せずATMから振り込ませる手口です。このような電話を受けたら、相手の所属・名前を記録して役場に確認しましょう。

【公的機関をかたる不審電話】▶「国民生活センターから電話を受けた」という情報提供もありました。「あなたの個人情報に詐欺グループのリストに載っており、削除するのに費用が掛かる」と、料金を請求するものですが、国民生活センターが個人宅へ電話や料金請求をすることは、絶対にありません。

【マイナンバー便乗詐欺】▶マイナンバー制度にかこつけて、個人情報を聞き出す電話や、カードの発行料の請求が発生しています。マイナンバーカードの発行は、現在のところ無料です。不審な電話を受けたら、消費生活センターへご相談ください。

■問い合わせ 消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

**国民年金
 だより
 老齢(退職)年金の
 源泉徴収票**



■源泉徴収票の送付

老齢(退職)年金受給者には、毎年1月の中旬(下旬に、日本年金機構から「源泉徴収票」が送付されます。※障害年金・遺族年金の受給者は、所得税非課税のため送付されません。

■源泉徴収票の記載内容

- ① 前年1年間(1月1日～12月31日)に支払われた、年金総支給額
- ② 年金から直接徴収された、所得税額や社会保険料額(介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料)
- ③ 各種人的控除人数

■確定申告での使用

年金から徴収されている所得税額は、人的控除のみを反映させた金額です。そのため、年金以外に所得がある方や、各種控除の追加、扶養人数の変更等がある方で、所得税の還付・納税が生じる場合は、所得税の確定申告(住民税のみ影響する場合は、住民税の申告)をする必要があります。

その際、この「源泉徴収票」が、添付書類として必要となりますので、申告時期まで大切に保管してください。万一紛失した場合は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所までご連絡ください。再交付の申請をすることができます。

なお、源泉徴収票は、過去8年分まで再発行が可能です。

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)、水戸北年金事務所(☎231局2282)